

第221回長野県都市計画審議会

- ・開催日時：令和6年9月5日（木）午後1時30分～午後3時00分
- ・開催場所：県庁議会増築棟3階 第1特別会議室
- ・出席委員：池森 梢委員、大上俊之委員、酒井美月委員、高瀬達夫委員、中條由規委員、
田川賀子委員、堀内優香委員、宮入賢一郎委員、柳沢 厚委員、柳町晴美委員、
山村 弘委員、丸茂岳人委員
岩崎福久委員代理（関東地方整備局長野国道事務所副所長 岡田 哲也）
安東 隆委員代理（関東農政局農村振興部農村計画課課長 野中 泰史）

1 開会

（事務局：都市・まちづくり課 馬場課長補佐兼都市計画公園係長）

定刻になりましたので、ただ今から、第221回長野県都市計画審議会を開会いたします。

本日は、お忙しい中ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

私は、本日の司会を担当いたします都市・まちづくり課の馬場浩司と申します。どうぞよろしくお願いいたします。着座にて失礼いたします。

はじめに委員の出席状況についてご報告いたします。現在、ご出席いただいております委員は14名でございます。委員総数15名の半数以上ですので、長野県附属機関条例第6条第3項の規定により、本審議会は成立いたしました。

次に、資料の確認をさせていただきます。委員の皆さまに事前に郵送しました資料は、4種類でございます。ご確認をお願いいたします。まず、会議次第が1枚、議案概要が1枚、法定審議の議案冊子が1部、その他資料集が1部の4種類を事前に郵送しております。なお、大変申し訳ございませんが、事前に郵送させていただいた資料の法定審議の議案冊子及び、その他資料集に一部誤記がございます。皆さまの机上に訂正後の資料をお配りしておりますので、お手数ですが差し替えをお願いします。

また、本日お配りしました資料として「当日配布資料」が1部ございます。資料の確認については以上でございます。不足などございましたら事務局までお申しつけください。

次に、代理出席の方についてご報告申し上げます。国土交通省関東地方整備局長 岩崎福久様の代理で国土交通省関東地方整備局長野国道事務所副所長 岡田哲也様でございます。次に、農林水産省関東農政局長 安東隆様の代理で農林水産省関東農政局農村振興部農村計画課長 野中泰史様でございます。

最後に、会議の運営上のお願いを申し上げます。会場内の委員の皆さまが発言を希望される際は、事務局がマイクをお持ちしますので、マイクを通してご発言くださるようお願いいたします。

本日は、法定審議案件1件につきまして、ご審議のほどお願いいたします。

それでは、これより議事に入りますが長野県附属機関条例第6条の規定により、会長が議長となるとされていますので、柳沢会長に議長をお願いいたします。

2 議事

(1) 議事録署名委員の指名

(柳沢議長)

皆さんこんにちは。それでは、規定によりまして議長を務めます。よろしくをお願いいたします。

はじめに、議事録署名委員を指名いたします。高瀬達夫委員、中條由規委員お願いします。

次に、事務局から事務報告がございます。お願いします。

(2) 事務報告

(事務局：都市・まちづくり課 都市計画係 三宅担当係長)

事務報告をさせていただきます。都市・まちづくり課 三宅隆徳と申します。よろしくお願いします。

本日は、傍聴者がおりますので報告をさせていただきます。本日の傍聴者は4名でございます。受付にて住所、氏名を確認し、「傍聴上の留意事項」を説明いたしまして、静粛な傍聴をお願いしておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、前回審議会の議決事項の処理状況につきまして事務報告を申し上げます。本日お配りしております「当日配布資料」の5ページをご覧ください。令和6年6月7日に開催しました第220回長野県都市計画審議会における議決事項の処理状況についてですが、議第1号につきましては記載のとおり告示となっております。

以上で事務報告を終わります。

(柳沢議長)

ただ今の事務報告について何かございますか。よろしいでしょうか。

(3) 議案審議

議第1号 塩尻都市計画区域のうち建築基準法の規定に基づくその他の処理施設（一般廃棄物及び産業廃棄物処理施設）の用途に供する敷地の位置について

（柳沢議長）

それでは、早速ですが議事に入ります。議案は1件です。長野県から付議のありました議第1号塩尻都市計画区域のうち建築基準法の規定に基づくその他の処理施設の用途に供する敷地の位置について、説明をお願いします。

（事務局：建築住宅課 藤原課長補佐兼指導審査係長）

建築住宅課の藤原 整と申します。よろしく願いいたします。それでは着座にて失礼しますが議案資料の説明をさせていただきます。

この議案は都市計画で敷地の位置が決定されていない廃棄物処理施設の用途変更と増築の計画に関し建築基準法第51条ただし書の規定により付議するものでございます。その敷地の位置が都市計画上支障がないと認められる場合に特定行政庁である県が許可をすることで用途変更及び増築ができることとなります。根拠法令等につきましては資料の後半参考資料1に記載がありますけれども、以前の審議会でご説明をさせていただいておりますので、今回は割愛をさせていただきます。

それでは、議案資料をお願いいたします。

冒頭説明がありましたが、資料の一部に訂正がございました。修正は資料1-3ページと1-19ページとなります。訂正箇所は一連の説明の中でご説明させていただきたいと思っております。

資料1-2ページをお願いいたします。申請者は株式会社フロンティア・スピリットE・P・S代表取締役 横澤英樹です。この会社は平成16年9月に設立され、平成19年5月からこの地で産業廃棄物処理業を行っております。産業廃棄物を中間処理し、燃料や各種原料、建設資材として再生することが主な事業内容となっております。敷地の位置は、塩尻市大字金井字堤平727-3他でございます。計画敷地の概要ですが、敷地面積29,827.44平方メートル、主要用途は一般廃棄物及び産業廃棄物処理施設、工事種別は既存の産業廃棄物処理施設で一般廃棄物処理を追加する用途変更と産業廃棄物処理施設の増築となります。近年の処理需要の高まりに対応するものとなっております。建築面積及び延べ面積は表に記載のとおりでございます。

次のページをお願いします。敷地内に設置される処理施設の内容及び能力です。資料の訂正箇所は左側下から2段目、乾燥施設の緑色の枠の表示が漏れておりました。今回緑色の枠を追加しております。それから、その下の減容固化施設ですが、施設名に誤りがありましたので訂正をしております。場内には複数の処理施設がありますが、建築基準法第51条ただし書の許可対象は、赤色と緑色で囲ってある5つの施設となります。その他の施設は、建築基準法第51条では建築の制限がない施設となります。赤色

が今回の申請に関する施設で緑色がすでに許可されている施設となっております。左側が既存の施設でそのうち③破碎施設3が今回申請の対象です。これまで産業廃棄物としての木くずを受け入れていた破碎施設で、新たに一般廃棄物としての木くずを受け入れる用途変更を計画しています。処理施設自体の変更というものはありません。なお、一般廃棄物の処理施設につきましては、その敷地の位置を都市計画に定めるべき者が塩尻市ですので塩尻市都市計画審議会の議を経て許可を行うこととなっております。その経過につきましては最後に説明をさせていただきます。右側が新設を計画している施設です。破碎施設3の廃プラスチック類の破碎施設が今回申請の対象施設となります。同じ施設で紙くず、繊維くず、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くずの破碎も可能で処理能力は記載のとおりとなっております。

次のページをお願いします。都市計画図で申請地を示しております。申請地は塩尻市街地の南東部、JR中央本線のみどり湖駅や長野自動車道のみどり湖パーキングエリアから2キロメートルほどの位置となっております。塩尻都市計画区域は区域区分の線引きがされておりますけれども、塩尻駅や市役所を中心に北や東へ国道に沿って市街化区域となっております、用途地域が設定されております。申請地は市街化調整区域内となっております。

次のページをお願いします。拡大図です。申請地は塩尻峠に近い山間部で付近に教育施設、福祉施設、医療施設、大きな公共施設というものはない位置となっております。

次のページをお願いします。周辺土地利用図です。市道150号線沿いに住宅や農地があります。付近の住宅は図で示された範囲に黄色で示されている部分がそれぞれ1軒ずつでその範囲で3軒、それからその他、航空写真の右下の交差点付近に3軒の住宅がありまして、申請地から半径300メートルの範囲内で見ますと合計6軒の住宅があります。その他は周辺は山林となっている状況です。

次のページをお願いします。敷地内の配置図です。図面の右上のピンク色A棟が新設する廃プラスチック類の破碎施設で、今回の許可申請に係る施設となっております。合わせてB棟金属くず破碎所、C棟選別所、D棟休憩所の新設も行われる計画です。図面の下側の水色、既存施設のうち③という部分がありますが、③が既存の木くず破碎施設で今後一般廃棄物としての木くずの受け入れも計画をしている施設となっております。ここで、この施設で受け入れる廃棄物の再生資源化の流れを簡単にご説明させていただきます。議案資料とは別に補足資料を用意しましたのでご覧いただければと思います。青が既存の処理の流れで、赤が今後追加を計画している流れとなります。最初に青色の既存のフローを説明します。まず、図面左下の施設で廃プラスチック類、紙くず、繊維くず、木くずを破碎、混合、減容固化しましてRPFという固形燃料に再生をしています。RPFは化石燃料に代わる再生燃料として需要が高まっていきまして、主に製紙工場へ出荷されるということです。また、木くずを破碎した木質チップはバイオマス発電用の燃料としても出荷されております。

それから、図面右下の水色の施設では、道路の清掃や建設現場等で発生した汚泥を乾燥させ、廃石膏

ボード由来の石膏粉を凝固剤として混ぜて改良土として再生しています。盛り土や埋め戻し用に利用されるということです。それから、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くずを破碎して再生砕石の原料に再生をしております。また、金属が付着している混合廃棄物から選別した金属くずにつきましては、現状はそのまま搬出をしているということです。以上が青色の部分、既存施設での主なフローとなります。これらの再生資源の生産性や品質向上のための処理ラインの増設というものが今回予定されている増築です。

今回、許可の対象となる廃プラスチック類破碎施設の増築によりまして、例えば土や植物が付着している農業用マルチシートですとか、その他種類形状を問わずプラスチックの破碎処理ができるようになり、RPFの生産性が向上して化石燃料の削減に寄与するものとなります。それから、新たに一般廃棄物として受け入れる木くずは、伐採木や剪定枝となりますが、バイオマス発電燃料として再生されます。合わせて石膏ボード破碎施設の増設が予定されております。従来は、破碎した石膏粉を汚泥の凝固剤として活用しておりましたが、新たに導入する設備では再生石膏ボードの原料となる石膏粉に再生することが可能となり、排出量が増加している廃石膏ボードの再生量の増加に寄与するということです。

それから、金属くずにつきましては場内で切断、圧縮を新たにすることで効率的に搬出できるようになり、環境負荷の低減につながるということです。

場内の主な作業工程は、以上となります。

敷地の外周部に周辺環境に配慮して緑地が計画されております。工場立地法及び都市計画法で緑地の設置が求められておりまして、それぞれ事前協議が進められているものとなっております。

次のページをお願いします。A棟の平面図です。廃プラスチック類破碎施設、圧縮施設、石膏ボード破碎施設が並んでおります。粉じんが外部に漏れないように右側ですけれども集塵機が接続されます。

次のページをお願いします。A棟の立面図です。高さは14メートル、外壁は腰壁がコンクリート、上部が金属板で色彩はグレー、屋根は金属板で茶色となっております。

次のページをお願いします。B棟の平面図です。金属くず破碎施設となっております。

次のページをお願いします。B棟の立面図です。高さは13.8メートル、各部の仕上げ、色彩はA棟と同じです。

次のページをお願いします。C棟選別所の平面図、立面図です。持ち込まれた廃棄物が混合物の場合に選別を行う施設となっております。高さは10.32メートル、各部の仕上げや色彩はA棟、B棟と同じです。

道路沿いとなる南側は、景観に配慮した植栽が計画されております。

次のページをお願いします。D棟休憩所の平面図、立面図です。従業員の休憩施設となります。高さは3.85メートル、外部の仕上げや色彩は他の建物とそろえています。

次のページをお願いします。運搬車両の台数です。平均的な操業で現在1日当たり70台程度でありま

すけれども、増築後は約1.2倍の83台程度になると予想をしております。

次のページをお願いします。運搬経路図です。国道や県道からは市道150号線を経由して申請地に至ります。市道150号線は幅員約8メートルで、写真のとおりセンターラインやガードレール等が設置されている十分に大きな道路となっております。また、申請地周辺は学校から離れておりますので、周辺の児童生徒はバス通学となっております、付近に通学路はありません。

次のページをお願いします。騒音と振動の予測結果です。いずれも規制法の対象地域外ということですけれども、敷地境界①及び②における騒音及び振動の予測値は表に記載のとおりで、問題のない数値となっております。

次のページをお願いします。ハザードマップです。申請地に土砂災害関係の区域指定はなく、浸水の想定もありません。過去の災害の発生もないという場所となっております。

次のページをお願いします。これまでご説明しました内容を含めて敷地の位置の検討表としてまとめております。まず、周囲の状況①宅地化、市街化が促進される区域でないことですが、市街化調整区域で宅地化、市街化が促進される可能性が低い位置となっております。②近隣に教育施設、福祉施設が存在しないことですが近隣に各施設はありません。③災害発生の恐れが高い区域でその災害により周辺への二次的被害拡大の恐れがないことですが、浸水想定区域及び土砂災害警戒区域外でありまして、二次的被害の拡大の恐れが低い位置となっております。

次に環境への配慮、まず大気質ですが、建物内部で作業を行う計画となっております、特に石膏ボードを破碎する建物につきましては、集塵機を設置することで外部に漏れる恐れは少ない計画となっております。次に水質です。場内で排水を生じるような廃棄物処理というものは行われておりません。敷地内の雨水等は地下浸透処理となりますけれども、記載のとおり水質検査を実施することとしております。また、地下水の水質を監視する井戸を設けまして、定期的に水質検査を実施することとしております。騒音、振動ですが、騒音は地元地区との公害防止協定書に定める60デシベルを超えないことを確認しております。また、振動は規制対象地域外ではありますが、規制値65デシベルを参考に超えていないことを確認しております。

次のページをお願いします。運搬車両の周辺地域への影響①交通渋滞による道路交通に支障がないことですが、申請地周辺の運搬車両の交通量について新たな施設の稼働に伴う増加台数を加味した交通量予測を行った結果、交通容量を下回ることを確認しております。また念のため処理能力から想定される最大規模の増加台数につきましても、支障がないことを確認しております。②交通安全上支障がないことですが、運搬車両すべてにおいて近隣通行時は最徐行を徹底することや、稼働時間は原則8時～17時で夜間作業は行わないことを確認しており、支障がないものと考えられます。また、訂正箇所ですけれども3点目、4点目の記載が漏れておりましたので今回追記をしております。近隣地区の児童生徒はバス通学となっており、近隣に通学路はありません。それから、付近の住宅はわずかで歩行者や自転車の

利用はほとんどなく、生活道路としての利用は少ない道路となっております。

最後に景観への配慮ですけれども、計画建物の配置は市道から離隔距離を確保して圧迫感を軽減しております。また、外周部に緑地を確保して、さらに建物の色彩は彩度を抑えて周辺に調和するものとしておりまして、周辺景観に配慮したものとなっております。

次のページをお願いします。申請地のある金井地区及び隣接する勝弦地区でそれぞれ説明を開催しています。記載のような質疑、応答がありました。特に反対意見は出ていない状況です。また、両地区とは従来から公害防止協定を締結して生活環境の保全や公害の防止に向けて各種の取り決めをして事業を行ってきているという状況です。

次のページをお願いします。冒頭で申し上げましたが、一般廃棄物処理施設の位置に関しましては、塩尻市がその敷地の位置を都市計画に定めるべき者であることから、8月2日に開催された塩尻市都市計画審議会に本計画について諮られておりまして、都市計画上支障がないということについて塩尻市から回答を得ております。また、この度の計画は敷地増を伴う市街化調整区域内での建築計画であることから、都市計画法上の開発行為の許可が必要となります。こちらにつきましては、4月23日に開催された長野県開発審査会において概要について事前説明がされておりまして、特に意見は付されていないという状況です。説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

(柳沢議長)

ご苦労様でした。では、ご意見をいただきたいと思います。確認ですけれども、1-3というのは施設の概要が書いてあってわかりやすいと思いますが、1-3ページの右側に今回新しくできる施設の概要があって、その中で赤色が今回県が許可する対象で、新設のうちでは1つ、四角で囲ってある施設だけが対象になる。一方で既存の施設のうちでも破碎施設の③というのが用途が加わるという意味で今回の許可の対象になると、こういうことですね。

(事務局：建築住宅課 藤原課長補佐兼指導審査係長)

はい。

(柳沢議長)

解説したからかえってわかりにくくしちゃったかな。ということのようです。いかがでしょうか。宮入委員。

(宮入委員)

宮入です。よろしくお願いいたします。議1-18ページになりますけれども、下のほうに水質という項目が

あって1つ教えてほしいんですが。この中の記載で基準値を超えた場合はただちに地下浸透を停止するという文章がございますけれども、これは現在もこういう方法をとっていらっしゃいますかというのが1点と、地下浸透を停止するという事は何か大きな雨を貯留するような施設があると思うんですが、そういった構造がどんなふうになっているのかその辺を伺いたいです。よろしくお願いします。

(事務局：建築住宅課 藤原課長補佐兼指導審査係長)

現状ですと配置図南側に既存の処理施設がありますけれども、こちらにつきましては配置図に浸透施設、既設と書かれているのが貯留をして浸透させる施設となっております。こちらにつきましては、汚泥の乾燥施設等もあるものですから、その浸透処理施設の手前に貯水の施設も設置されておりまして、そちらでも水の管理ができる状況になっておりまして、万が一の時には停止できるようなかたちとなっております。今回増設する北側に処理施設が設置されますので、北側にも貯留式の浸透施設を設けるようになっておりまして、万が一の時には止めるといいますか吸い出すといいますか、そういったかたちになろうと思います。以上でございます。

(宮入委員)

説明ありがとうございます。最近では予想の値を超える大きな豪雨があったりするものですから、そういったところ今後も維持管理に十分留意していただいで支障がないようにお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

(柳沢議長)

ほかにご質問ありますか。山村委員どうぞ。

(山村委員)

山村です。1-14の資料で、運搬車両の現状と予想台数と書いてあるんですけども、全般的にトラックの台数が増えるんでしょうけれども、金属くずが現状10台で、増築4台に減っていると、これはどういう理由でしょうか。

(事務局：建築住宅課 藤原課長補佐兼指導審査係長)

資源化のフローのところでも少しもう一度ご覧いただきますと、金属に関しましては現状金属くずが出ますと圧縮ができずにそのまま搬出をしている状況です。ですので、かさが大きいまま搬出している状態です。今後は、切断、圧縮の施設を導入することで場内にて容量を減量することができるということになりまして、搬出の効率が上がって搬出の台数が減るということを計画しているものです。

(山村委員)

処理の方法が違っているということですね。

(事務局：建築住宅課 藤原課長補佐兼指導審査係長)

はい。

(柳沢議長)

ほかにはいかがでしょうか。柳町委員。

(柳町委員)

柳町です。申請地のど真ん中を貫くように市道の8201号線がありますが、この市道の周辺はどうなるんですか。敷地とその市道の境界部分というか。

(事務局：建築住宅課 藤原課長補佐兼指導審査係長)

今、真ん中を貫いているのは塩尻市の市道ということで、公共の道路ということになっております。その先というのはほぼ山林になっておりまして、山の管理のために車も通行することがあるという道路でありまして、実際にはほぼこの処理施設のために通過する車がほとんどという状況でありまして、日常の清掃だとかあるいはメンテナンス等もこの事業者さんがかなりの部分を協力いただいているというふう聞いております。通常の舗装がされている道路ですので境界はしっかりと当然ありまして、市道としては範囲も明確にはなっている道路となっております。

(柳町委員)

この市道に関しては特に150号線のような対応は必要ないということなんですね。

(事務局：建築住宅課 藤原課長補佐兼指導審査係長)

そうですね。通行が日常生活で使うような道路ではないというような性質はあるかと思います。

(柳町委員)

道路から敷地内に誰でも入れるという感じになっているんですか。それで問題がないかどうかということをお伺いしたいです。

(柳沢議長)

道路と施設の間がフェンスか何かできちんと区切られていないのかと。

(事務局：建築住宅課 藤原課長補佐兼指導審査係長)

図面で言いますと真ん中あたりは高さが揃っておりまして、敷地に入入りできる部分というのは当然管理用のロープとかそういったかたちで管理はされていますけれども、出入りしようと思えばできる状態になっています。敷地の東より、図面で言えば右よりに関しましては、道路のほうが低くなっておりまして、その敷地、境界上は擁壁が設けられる予定になっております。ですので、そこからの出入りというのはできない状態になっています。現状出入りできる部分というのは引き続き今後も変わらない状態になっています。ちょっと説明が不足しておりましたが、プロジェクターの画面でご覧いただきますと、この辺りが今回敷地が増える部分になります。右上のあたり、ピンクの建物が建つ部分で、ここに関しましてはこの辺りから擁壁が設置されまして、敷地と道路との間に2メートル、3メートルの差ができますので、出入りはできない状態になります。この辺りってというのは出入りできる状態にはなっております。おそらく現状と変わらない使い方がされるということになっておりますが、そのような説明でよろしいでしょうか。

(柳町委員)

はい、よくわかりました。事務所棟とか当然ながら車が入れないと困ると思うんですが、廃棄物処理施設には一般に普通に誰でも入れるっていうのは、なんとなく違和感があるかなと思ひまして、お伺いした次第です。

(柳沢議長)

一般の人が徒歩で歩くようなところであれば、ふらっと子どもなんかが入り込むようなことがちゃんと防げるのかというのが心配ですね。ほとんど人が通らないというような前提でできていると。

(事務局：建築住宅課 藤原課長補佐兼指導審査係長)

はい、現実的にはほとんど市街化調整区域の山間部ということもありまして、歩行者でここを訪れる、通り過ぎる方というのはない場所ということにはなります。

(柳沢議長)

管理する人はいるんでしょ。特に人の目がいつもあるわけではないのでしょうか。

(事務局：建築住宅課 藤原課長補佐兼指導審査係長)

操業している時には、車が出入りする時には常に人が誘導して出入り、管理をしますし、安全確保もしているというふうに確認はしております。

(柳沢議長)

操業中は一応人の目がある。

(事務局：建築住宅課 藤原課長補佐兼指導審査係長)

はい。

(柳沢議長)

そんなところですが。よろしいですか。

(柳町委員)

はい。

(柳沢議長)

ほかには。池森委員。

(池森委員)

1-3 なんですけれども、この中で新設の処理能力のほうがかなり大きくなると思うんですが、今回の申請の3番だけではなくて、1、2、3と圧縮施設を含めると処理能力が高くなると思うんですが、1-14の中の車の台数なんですけれども、処理能力、既存と合わせてかなり増えるにも関わらず台数が13台、金属くずが減るということもあるんですが、この算出の根拠というか、もっと増えるんじゃないかなと感じたんですけれども、その辺はどういう試算をしたんでしょうか。

(事務局：建築住宅課 藤原課長補佐兼指導審査係長)

まず、金属くずに関しましては、先ほど申し上げたとおり新たに入れて台数が減るものなので、その処理能力があつて台数が減るということです。それから2番の石膏ボードに関しましては、結構な能力があるんですけれども、従来はその汚泥を凝固させる石膏粉というものを粉の状態で搬入していたものが結構あります。なので、台数の中にそういったものはあるんですけれども、今回は石膏ボードとして場内に搬入して粉に処理をして破碎して、粉にしたものを凝固剤として使うということで、汚泥の処

理に要する石膏粉の量というのは引き続き同程度かなと思うんですけど、その処理を場内で行うようになるために、2番の破碎施設が設けられるということで、粉になっているものを場内に運び入れるものが減りますので、その差し引きをしているということです。それから3番、紙くず、繊維くず、その他、ガラスくず等の破碎ができるものではありませんけれども、同時に稼働できるものではございませんので、基本的には廃プラの処理として使うものでありまして、18.4トンを中心に使っていくというものです。ただ、その他のものにつきましても処理はできますので、許可は得ているというものになっております。それから、圧縮施設につきましても新たに搬入したものを圧縮するわけではなくて、場内で中間処理として破碎したものを容量を減らすために圧縮するというものですので、搬出入の台数にはさほど影響しないといえますか、若干減る方向なのかなというふうに聞いておりまして、そういったことを含め、合わせて予測台数として先ほどの台数ということで確認をしております。ただ、先ほども申し上げましたけれども、それぞれ最大の処理を行った時、また、トラックも小さめのトラックで搬出入をした時というのはやはり台数が増えるであろうと想定をしまして、そういった場合は、先ほどの図では83台とありましたけれども、120台程度になると考えて交通容量等を比較して、それでも支障がない程度であるということを確認をしております。このような説明でよろしいでしょうか。

(柳沢議長)

補足ね。どうぞ。

(資源循環推進課 胡桃澤企画幹)

座ったままで失礼します。資源循環推進課 胡桃澤と申します。1-3の処理能力というのは、廃棄物処理法ではその施設が潜在的にもっている最大能力をもって示すということになっておりまして、例えば3番の廃プラですと18.4トンとありますが、これが1日8時間でできる最大能力ということになっております。ですので、ここの数字は1日に処理する量を示しているものではありませんので、ご理解いただければと思います。最大能力が例えば2番ですと石膏ボードが1日120トン最大処理できると、実際処理する量というのは搬入の状況によって変わってくると思いますので、実際には10トンしかやらない日もあれば20トンやる日もあって、そこはまちまちになると思います。ですので、それに伴って車の台数の予測というものも、それをもとに出されているのかなと思っておりまして、処理能力については、最大能力であるということと、1日これだけの量を絶対に処理するというものではないということをご理解いただければと思います。以上でございます。

(池森委員)

そうすると、運用の例えば稼働は何時から何時とか、その運用に関して何か指導というかそういった

ことってというのは、する機会というのはあったんですか。というのはあまり稼働時間が夜中までなのかとかその辺もあれば教えていただければと思います。

(柳沢議長)

稼働時間がどうかという話と先ほどの資源循環課のほうの話との関連では、要は1-14ページの車の台数の予測というのは能力に対してのどのあたりで実際の計画はやるんだと、計画値がないとこの数字は出てきませんよね。計画値はどういう値でやっているのかっていうのを教えてください。

(事務局：建築住宅課 藤原課長補佐兼指導審査係長)

稼働時間に関しましては、先ほどこの表に記載がありますけれども、8時～17時となっております。夜間等の作業というものはないということになります。各品目の計画値としては、すぐに出てきませんが、標準的な処理量の中でトラックの大きさにもよってくるわけですが、今後の予測に関しましては石膏ボードと廃プラが若干増えるということで。

(柳沢議長)

では、宿題を出します。宿題は出すけれど今日は皆さんに了解を得たいと思いますが、全体として既存の増築ということで大きな影響があるかないかご判断いただいて、今日一応了解をいただいたとしても今日の資料は、今の話ではかなり不十分ですね。特に車の台数はこれだけこういう台数を算出しているんだから算出の根拠となる処理計画があるはずでしょ。それとセットで次回報告してください。いいですね。

(事務局：建築住宅課 藤原課長補佐兼指導審査係長)

はい、承知しました。

(柳沢議長)

その時に処理計画をオーバーした場合はどういう対応することになっているかも合わせてご報告ください。

(事務局：建築住宅課 藤原課長補佐兼指導審査係長)

はい。

(柳沢議長)

これ以上皆さんのご質問、問題がなければ内容的にはご理解をいただいたうえで今の宿題を残すというかたちにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

この件についてはそういうことで、ほかにご質問ありませんか。柳町委員。

(柳町委員)

先ほども水質についてご質問されていて、大体はわかったんですが、議1-18で水質のところ、敷地内の雨水等は地下浸透する前に水質検査を実施というのがあって、それから議1-21の概要説明会第1回、2つ目のところ2行目のところに監視井戸を3か月に1度検査っていうのがあるんですが、これは同じことを言っているんですか。それとも別の話なんですかね。

(事務局：建築住宅課 藤原課長補佐兼指導審査係長)

この監視井戸は同じことを言っております。道路から南側と北側にそれぞれ1か所ずつ地下浸透されたあとの地下水の水質を検査する監視井戸というものがあまして、3か月に1度、水質の検査をしてモニタリングをしていくということになっております。

(柳町委員)

そうすると、地下浸透する前に検査をするっていうのは3か月に一度浸透させてその前に検査をすると、何となく現実的ではないかと思うんですが、どうなんですか。

(事務局：建築住宅課 藤原課長補佐兼指導審査係長)

すみません。浸透する前の検査と浸透したあとの地下水の検査と2段階で検査がされています。浸透する前の貯留槽のところの水質検査というのは半年に一度行っているということです。それから地下水に関しましては、監視井戸で3か月に一度行っているものです。

(柳町委員)

浸透する前の検査、半年に一度ということで今まで問題なかったんでしょうけれど、たぶん本当にこの間の豪雨みたいなことがおきると半年に一度で本当に大丈夫なのかと思うんですけど、その点についてのご見解はいかがですか。

(事務局：建築住宅課 藤原課長補佐兼指導審査係長)

はい、これまで平成19年から操業してきている中で、そういった基準値を超えるということがなかったと聞いておりますので、また住民との協定の中ではもし疑問等があればすぐに対応するというような

公害防止協定となっておりますので、頻度としては支障ない頻度で検査をされているのかなと思っております。

(柳町委員)

はい、以上でございます。

(柳沢議長)

ほかにはいかがですか。中條委員。

(中條委員)

1-14について宿題が出るということですので、便乗してその際に教えていただければと思いますけれども、この表の見方というか数字についてになります。材料別にいわゆる廃棄物の材料別に台数があるんですけども、出来上がった製品の搬出っていうものはこの数字に起因するものとして入っているのか、数が少ないからこの外の数字なのかっていうことも併せて次回にでも教えていただければと思います。

(事務局：建築住宅課 藤原課長補佐兼指導審査係長)

はい、そうですね搬入と搬出ともう少しわかりやすいかたちでお示しできるようにしたいと思います。

(中條委員)

ありがとうございます。

(柳沢議長)

そうですね、さっきのご質問にあったように1-3の処理能力、限界の処理能力、これで通常はこの中の何分の1かがその量で処理をしていく、できあがった製品っていうのは、あるいは最後に排出される廃棄物の量っていうのがあって、それを中でため込むのか外で出すのかっていうのがわかるようにやっていただけるとありがたいなと思います。

(事務局：建築住宅課 藤原課長補佐兼指導審査係長)

はい、承知しました。

(柳沢議長)

要は、第三者にわかりやすいような資料にしてください。ほかには。どうぞ山村委員。

(山村委員)

先ほどの金属くずの件なんですけれども、答えでは、この書類上の中で細かく粉碎をしてそれからトラック数が減るというんだけれども、持ってくる時には元のままなんですよね、大きいのを持ってきて中で細かくして出すけれど、持ってくるのと出すときの必要台数が違ってくるわけですね、現実によると。その辺のさっきの処理能力とその施設の中でどういう処理をしたからトラック何台になるんだというのを言わないとまったくよくわからない。予想台数というのはインとアウトがあるわけで、現実を言うと。

(柳沢議長)

入りと出も含めてお願いします。

(事務局：建築住宅課 藤原課長補佐兼指導審査係長)

はい。

(柳沢議長)

少し大きい宿題になってしまうかもしれない。関係者ともよく議論してやってください。それではほかにいかがですか。よろしいでしょうか、このあたりで。

では先ほど申し上げましたように全体としては既存のもの増築で、大きな質的な変換はあまりないというのを前提に、宿題は残りましたが、ご了承いただくということでご異議ございませんか。

(「異議なし」) という声あり

(柳沢議長)

では、そのようにいたします。この件については以上です。

(事務局：建築住宅課 藤原課長補佐兼指導審査係長)

ありがとうございました。

(4) その他 長野県景観育成計画の見直しについて

(柳沢議長)

続きまして、その他 長野県景観育成計画見直しについて説明をお願いします。

(事務局：都市・まちづくり課 美谷島企画幹)

都市・まちづくり課企画幹 美谷島 淳と申します。私から長野県景観育成計画の見直しについてご説明させていただきます。

それではその他資料集をご覧ください。

恐縮ですが、着座にて説明させていただきます。

この景観計画の改定につきましては昨年も説明させていただきましたが、その進捗状況について本日改めて説明をさせていただきます。

まず、都市計画審議会でお諮りする根拠でございますが、景観法第9条第2項の規定によりまして、景観行政団体は景観計画を定めようとするときは、あらかじめ都市計画審議会の意見を聴かなければならないと規定されております。また、同条8項の規定におきまして、景観計画の変更についてもこれを準用すると規定されているところでございます。この長野県景観育成計画につきましては、昨年度から改定作業に着手しておりまして、令和8年度の施行を目指し、現在作業を進めているところでございます。

計画の素案ができた段階、令和7年度を目途に正式に都市計画審議会へ諮問をさせていただく予定でございます。本日は、その方向性について昨年の7月に引き続き、現在の状況をご報告させていただくものでございます。どうぞ、よろしくお願いします。

それでは、右片資料1の1ページ目をお願いします。

昨年の説明と若干重複いたしますが、長野県では平成4年に自主条例として景観条例を制定いたしました。平成18年の景観法の施行に伴いまして、景観条例を改正し、景観法に基づく長野県景観育成計画を策定いたしました。この計画は策定から18年が経過しておりまして、自主条例の時代から含めましても実質30年以上変更されていない状況であります。景観行政を取り巻く状況も変化していることから、昨年度からこの計画の改定作業を実施している状況でございます。

現在の景観上の課題としましては、この景観法の施行によりまして市町村の景観行政団体への移行が進み、現在、右の図にございますけれども現在28市町村、県土面積で言いますと過半数以上となっております。オレンジ色の市町村ですが、この市町村が景観行政団体となっている状況でございます。この流れというのは景観法の基礎的自治体が景観の中心的な役割を担うことが望ましいといった考え方に沿ったものではございます。今後もこの流れが進んでいくものと考えておりますが、市町村独自の特色ある景観行政が進む一方で行政界をまたぐ広域的な景観の対策が課題となっているところではございま

す。

昨年度の都市計画審議会におきましては諏訪湖の事例をご説明させていただいたのですが、湖対岸の景観というのは手前側の市町村の景観計画では対応できないといった事例を昨年説明させていただいたところがございます。こういった課題、特に広域景観に重きをおきまして課題に対応するため県も市町村の景観行政団体も同じ方向を向いて進めるよう、資料の下にございます長野県景観育成ビジョンを作成しようと取り組んでおります。ここまで、この1ページ目までが昨年度説明させていただいたところでございます。

2ページ目をお願いします。以降、その検討が進んだ点でございますが、県内を景観特性により12のエリアに区分することとしておりまして、そのエリアごとに先ほどご説明したビジョンを定める予定としております。さらに、県として守っていききたい、後世にも残していききたい、広域景観を重点地域にしていききたいと考えております。現在も4つの地域が重点地域として指定されておりまして、1つ目が東御市から軽井沢町までの浅間山麓、白馬村を中心とする北アルプス地域、茅野市から富士見町までの八ヶ岳山麓、中野飯山地域の高社山麓、以上の4地域を重点地域として県では指定しております。いずれも平成一桁の時代、長野オリンピックがやってくる、新幹線がやってくるとそういった時代に指定したものでございます。

今回の取り組みの中で、この4地域に加え現在この時代として、県として守っていく広域景観を重点地域として新たに指定していききたいと考えているところがございます。現在、諏訪湖周と木曽地域の指定を検討中ですが、その重点地域内の取り組みについて検討しているものがこの2ページに記したものでございます。まず、左下でございます重点地域内で、例えば統一サインの検討だとか、右側でございます大規模な公共施設のデザイン調整、そして右下にあります大規模な建築物などについては、景観アセスと呼ばれる事前協議制度の導入を検討中でございます。

3ページ目をお願いします。先ほどお話しいたしました12の広域景観エリアの件でございますが、右の図のとおり、現在12のエリアに分けることで進んでいます。基本的には県の10広域をベース、区域マスも同じなんですけど、ベースとしているんですけど、例えば佐久地域をご覧いただきますと、北佐久のほうは浅間山を見る景観、南佐久というのは、どちらかという八ヶ岳を見ていると言われてまして、景観特性が異なると言われております。そこで、北佐久と南佐久を分けることとしております。また、木曽地域でございますが、塩尻市の旧檜川村の地域はもともと木曽広域でございますので、木曽のエリアに入れてございます。安曇野、大町の辺でございますが、通常ですと大北地域と松本地域ということで分かれているんですけど、安曇野市と大町市の南半分と松川、池田とかその辺を大町・安曇野エリアということ、そして、仁科三湖以北につきましては大町・白馬・小谷エリアで、あくまで仮称ですがそういう名前のエリアにすることとしています。ちなみに、この12エリアの分けにつきましては、概ね市町村の皆さまからご了解をいただいているところがございます。

続きまして4ページをお願いいたします。その12の景観エリアごとに市町村の景観担当の皆さまと意見交換を実施してきました。資料の中ほどにあります意見交換した内容でございますが、まず先ほどの12のエリア分けの件、テーマ1としまして守りたい景観、テーマ2として景観上の課題などがございます。その結果下段のほうにございますが、テーマ1につきましては山岳景観や湖、河川の景観を守り、残していきたいといったご意見が多かったです。テーマ2の課題のほうでございますが、眺望点、ビューポイントがあるんですけども、草木の繁茂で見えないだとか、太陽光発電設備や松枯れが今課題となっているといったご意見を頂戴しているところでございます。

続きまして5ページをお願いいたします。5ページ目は先ほどご説明した各12エリアごとの景観のビジョンでございますが、その一例のイメージとして木曾地域のものを付けさせていただきました。これを12作っていくイメージで、あくまで例として木曾を付けさせていただいております。

まず、左上に景観概況というものを載せております。その下に広域景観を守っていく方向などを記しております。右側に写真とか今の状況の図を入れておりますが、これはまだたたきの状態でございますので、これを市町村の皆さまともんで最終的なものに固めていきたいと考えているところでございます。

続きまして資料6ページをお願いいたします。今回の取り組みの一つといたしましてアンケートの調査を実施しております。上段が市町村景観担当職員の方に行ったもので、下段、線より下が県民、来県者にアンケートを行ったものでございます。市町村の担当者は、まず1の守るべき広域景観の有無についてということでお聞きしましたけれど、やはり山並み、街道、河川、湖などが守るべきということでお聞きいただいているところでございます。2の広域景観の取り組みにつきましては、県の関与が必要である旨の回答を頂戴しているところでございます。また、そのとなりの2の現在指定済みの重点地域の件についてお聞きしたところ、8割の市町村から10年前と比べて重点地域にある景観が維持または向上したと回答いただいているところでございます。下段のほうをお願いします。下段は県民来県者のアンケートでございまして、多くの皆さまが自然的景観に対して好意的であるということがうかがえます。左下の表なんですけれども、全県の平均値、回答の平均値をゼロとした時に、エリアごと景観の要素ごとに魅力的だと感じるポイントの比較表となっております。プラス5パーセント以上の項目にオレンジの着色がしてございまして、例えば長野エリアでは、見ていただくとプラス5.5というのが見えると思うんですが、これは寺社、仏閣、善光寺なんですけれどもお寺の関係、上田、松本のエリアでは城下町、木曾エリアでは街道が魅力的だという数字が出ております。その他多くのエリアで山々や高原、河川の自然的な景観が魅力的であるというようなアンケート結果が出ているところでございます。その右下、絵なんですけれども、これは2の重点的に景観育成に取り組む場所はどこですかというアンケートの回答の多いものを図にまとめたものでございます。最もニーズが高いところはピンク色の表示になっています。その次にニーズが高いのは青い表記でございます。例えばピンクのところだと、北アルプス、善光寺とその周辺、松本城、諏訪湖、千曲川などの回答をいただいているところです。その次のニーズ

としましては、中央アルプス及び南アルプス、天竜川、木曾谷などといったご意見を頂戴しているところでございます。

続きまして7ページをお願いします。スケジュールでございますが、令和8年4月の改定後の景観計画の施行を目指しておりまして、今後のスケジュールは記載のとおりとなっております。その下でございますが、今後の取り組みについて記載してございます。先ほどの広域景観エリアごとのビジョンを市町村と協議して固めていくもの、そして重点地域の追加指定に向けた取り組み、先ほどの景観アセスなどの方針を実現するための条例整備などの検討に今後入っていく予定でございます。

8ページ目をお願いいたします。この景観計画の見直しにつきましては、都市計画審議会をはじめ、景観審議会及び景観審議会に設置されました専門委員会の皆さまにもご意見を頂戴しながら進めているところでございます。その専門委員会のメンバーでございますが、右下の表にございますとおり、横浜市立大学の鈴木先生ほか記載の皆さまにお願いしているところでございます。その左側にございますとおり、これまでに4回、専門委員会などを開催して皆さまからご意見を頂戴している状況で、こんなかたちで進めているところでございます。

長くなりましたがこちらからの説明は以上です。どうぞよろしく申し上げます。

(柳沢議長)

はい、ありがとうございます。それでは、ご質問、ご意見ありましたらお願いします。高瀬委員。

(高瀬委員)

眺望点についてなんですけれども、眺望点はどのぐらいのレベルのところまで考えておられるんですか。

(事務局：都市・まちづくり課 美谷島企画幹)

はい、長野県では市町村からの申請により指定しているところ、長野県では現在眺望点が約160か所を県で指定しておりまして、市町村さんからの申し出があって景観審議会にかけて増やしていくんですけども、このビジョンの運用に当たってはもうちょっと増やしたいなというのは考えているところでございます。それ以外におきまして、通常高速道路とか新幹線とか一般の方が多くの人が見るところもございまして、そういったものを連続眺望点として指定できたら良いなと考えております。

(高瀬委員)

確かに多いに越したことはないんですけども、何か新しく開発する時に少しでも引っかかると問題が出てくるとかもありますし、あと以前諏訪湖のバイパスか何か、あの時に眺望点をもつすごい数を増

やしましたよね。結局諏訪湖ですよね、たぶんここで出てくるような県の眺望ではかなりもっと少ないかたちなんでしょうけれど、その落としどころというのはどういうふうな、県がとっているから市町村から出てくればいいのかっていう感じでいいんですか。

(事務局：都市・まちづくり課 美谷島企画幹)

ありがとうございます。我々も何でも景観というつもりはなくて、あくまで県が担うのは市町村をまたぐ広域景観、そして、主には先ほど申し上げました県としても守っていききたい、後世に残していききたい重点地域といったものを、そこにはメリハリではないんですけど、そういったものには力を入れていききたいと考えております。

(高瀬委員)

観光客が多いとか、利用者多いとかっていうのは何か基準であるんですか。眺望点の選定には。

(事務局：都市・まちづくり課 萩原景観係長)

指定の要件としましては、不特定多数の者が利用できることですか、地域にとって重要な景観資源が眺望できること、眺望点を管理する者が明確であって、適正な管理が行われることが確実であることというような要件はございます。

(高瀬委員)

特に人数はないということですね。

(事務局：都市・まちづくり課 美谷島企画幹)

先ほどのアンケートを考慮しまして、そこにニーズがあるんだなというところを少し重点的にやっていきたいなとは思っております。

(高瀬委員)

ありがとうございます。

(柳沢議長)

ほかにご発言ありませんか。中條委員。

(中條委員)

2点あります。1つは、質問ですが景観行政団体っていうオレンジ色で着色している地図がありますが、ここの景観行政団体の役割についてです。かかっているところとかかかっていないところがあるかと思うんですけど、例えば軽井沢町が重点地域になっていますけれども、オレンジになっていないとか、そういうことで支障があるのかなのかっていうのが、この景観行政団体でないことの何か課題ってあるのかなとか、そのあたりをお伺いしたいなと思うのが1点。もう1つが今回の計画は、景観保全ではなく景観育成っていうところに非常に強いメッセージがあるのかと思いますけれども、広域でやっていくといろんな眺望を守っていくために、しかもそれを育成していくためになるとどうしてもコストがかかってくる可能性もあるのかなと思っています。保全であれば規制とかで済むのが、育成っていうワードの中ではもう少しコストがかかってくるのかってなった時に、広域の時の景観により受益する自治体とコストをかける自治体の解離が出てくることもあるのかもしれないと思いました。そういうような計画をどういうふうに運用をしていくのかという視点で、市町村と意見交換をしていくときに何かご意見とかもしあったのであればお伺いしたいと思っています。

(事務局：都市・まちづくり課 美谷島企画幹)

ありがとうございます。1点目の景観行政団体に移行しているところと移行していないところの、右上の図のオレンジ色の部分、ご指摘のとおり景観行政団体に移行している市町村です。薄いところが今移行を検討してまもなく移行しようとしているところもそうなんですけれども、それ以外は長野県が景観行政団体ですので、すべて長野県がやっていると、正確には現地機関がやっているのそこは景観法の建てつけとしては変わりはないんですけども、景観行政団体になっていただくと、独自の、県ではどちらかという通り一遍の景観となるところ、個性のある景観行政ができるというのがこの特徴になっているところでございます。

もう1点の景観育成の関係なんですけれども、もともとほかの自治体は景観形成と呼んでいるんですね、ほかのところは。長野県だけは昔から景観育成となっていて、確かにそれで育成なんだから何かをしているのかと言われると非常に心苦しいんですけど、出前講座はやっており、眺望カードがあるんですけど、そういったもので景観の育成というか、すばらしい景観の事例の話をしています。子ども関係でいえばそういうようなことやっているんですけど、市町村からは今のところ特にそういう意見はいただいておりませんが、そういった観点も踏まえながら今後意見交換を進めていけたらと思います。ありがとうございます。

(柳沢議長)

ほかにはいかがでしょうか。宮入委員。

(宮入委員)

宮入です。3ページにあるように広域景観エリア区分ということで、12分けるという話で、サンプルで木曾広域景観エリアの話も出て、大変各地域個性的な特徴があるところだなというふうに改めて感じたので、それぞれ効果的などいいますか、個性的な計画がまとまってくれることを期待しているんですけども、1点要望というか県としてなんですが、ページで言うと6ページの右下のところに図がありまして、まさにこういう図のように広域エリアはあるんだけど、広域エリアをまたいで人が移動したりする、例えばこういった松本から白馬、大町とか小谷とかこういった白馬を通っていくようなルートとかは大糸線ですよ、あとは佐久のほうからずっと八ヶ岳に来る小海線とか国道とかがあるように、こういった広域圏をまたいで移動する景観のシークエンスみたいなものが非常に価値があるところがたくさんあると思うんですね、そういったものを各エリアでやっていくとどうしても横の整合がつきにくいとかっていうところが出てきたりだとか、移動する楽しみとかっていうことに対しての景観の価値みたいなものがさらに発揮できるように、うまく広域間の連携を図っていただくといいかなと思いました。恐らく、整合は図られるとは思うんですけども、途中で途切れたりテーマが変わっちゃったりするということがないようには工夫されると思うんですけども、より効果的になるように工夫をしていただけるといいなと、そんなふうに思いました。意見としてよろしくお願いします。

(事務局：都市・まちづくり課 美谷島企画幹)

ご意見をありがとうございます。安曇野市、大町市の皆さんと意見交換をしたらやはり大糸線の景観というのは素晴らしいといったご意見を頂戴して、先ほど連続眺望点という話もあったんですけど、やっぱりシークエンスとおっしゃっていただいたそういったものは考えていかなければいけないかなというふうに思います。それと先ほどの小海線の景観も素晴らしいなという話もございましたので、ご意見賜りましたので、また今後参考にさせていただきたいと思います。

(宮入委員)

ありがとうございました。1つだけ付け加えなんですけれど、ちょうどそのお話があったんですけども、そのルートって結構古道って言うんですか、主要の道を歩くとかっていうようなそういったニーズとかも結構あるように伺っているので、現代のそういったルートもあるし、昔の歴史的なつながりみたいなものを楽しみにされる方もいらっしゃるというふうに伺っていますので、歴史的な価値も含めていろんな観点から連続性をとらえていただくと、また川とかいろんな連続性が様々あると思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。ありがとうございます。

(事務局：都市・まちづくり課 美谷島企画幹)

ありがとうございます。

(柳沢議長)

ほかにご発言ありませんか。田川委員。

(田川委員)

ありがとうございます。1つ、これは先の話になるかもしれませんが、こういった景観の規約ができて、県として残していきたい景観というものが目標とかできてくると思うんですけど、割と決めたら終わり、皆さん、県民の方が知らないというパターンが結構あるかと思いますので、ぜひ効果的なPRをしていただいて、県民の皆さんが意識を共有してもっていけるようなかたちで計画のほうを進めていただけるといいかと思います。どうしても市町村単位で自分たちの住んでいる町については知っているんですけども、県単位の施策っていうのは案外知らないことが多いもので、そういった興味を湧かせるような告知方法ですとか、今のSNSを使うとかとそういうこともあるかと思うので、ぜひ周知のほうも積極的にやっていただければと思います。

(柳沢議長)

県の役割は重要ということですね。どうぞ。

(事務局：都市・まちづくり課 美谷島企画幹)

ご意見ありがとうございました。全く同じご意見を景観の専門委員会からも頂戴をしまして、作った方がいいけどどうやってPRをしていくんだと。それを今のうちから考えていったほうがいいんじゃないかっていうことも頂戴していますので、まだ結論は出ていないんですけども、課題だと感じていますので、検討していきたいと思います。よろしく申し上げます。

(柳沢議長)

ほかにかがですか。池森委員。

(池森委員)

まとめ方で要望というか、景観と聞くとイメージするのが眺望と建築、大きく2つが出てくると思うんですけども、県民の方によく理解をしていただいて育成をするためにも、まずわかりやすくまとめるというのが大事かと思っていて、聞いていて眺望なのか建築なのか、大きな2本立ての柱のもとを組み立てていただくと、よりわかりやすいのかなと思うので、今ごちゃ混ぜになっているので、わかりづ

らと思うのでそういったことでまとめていただくといいと思いました。

(事務局：都市・まちづくり課 美谷島企画幹)

ありがとうございます。どうしても街道沿いの重伝建の建物とか善光寺、松本城とどうしても建築物、きりがいいかもしれないんですけど、われわれ県がやるとなるとどうしても広域景観というのを力を入れていこうと思っています。そうすると一つ一つの建築物というよりも広域での眺望を県としてはそちらに力を入れていくという話になっています。個々の建築物っていうのは市町村の景観で担っていく感じのことを考えておきまして、わかりやすく表記のほうを進めていくようにしたいと思っています。

(池森委員)

わたしちょっと重伝建とかその辺も含めて建築っていう表現をしたんですけど、そういった意味で広域のこともあるのではないかと考えていて、なので眺望の広域と建築の広域の2本立てではないかというふうに景観というのを考えているので、そこも考慮していただくとよりいいかなと思いました。

(柳沢議長)

ほかに何かありますか。わたしから質問ですけどもアンケートがありましたよね、この表はなかなかおもしろい表で、6ページの県民来県者アンケートって具体的にはどういう人にどういうふうに行ったんですか。

(事務局：都市・まちづくり課 萩原景観係長)

県民来県者アンケートは、携帯のキャリアでNTTドコモのプレミアムパネルというものを利用しまして、県民1008人と来県者1028人を対象にアンケートをしたものでございます。ドコモ利用者のポイントを利用されている方を対象に実施したものでございます。

(柳沢議長)

それはインターネット上で。

(事務局：都市・まちづくり課 萩原景観係長)

そうですね、携帯電話で回答をいただきました。県民につきましては人口割で東信、北信、南信、中信と割付回収をしまして、来県者につきましては、長野県に来るニーズが多いところで関東圏と関西圏と中部圏の方を対象にアンケートを実施したものでございます。

(柳沢議長)

県民と来県者の比率はどんな感じですか。

(事務局：都市・まちづくり課 萩原景観係長)

ほぼ同数です。

(柳沢議長)

回答数2036人のうち。

(事務局：都市・まちづくり課 萩原景観係長)

県民は1008人で来県者が1028人です。

(柳沢議長)

それからこのプラスとかマイナスはどういうかたちで出ているんですか。

(事務局：都市・まちづくり課 萩原景観係長)

全県の平均をゼロとしてそこから多いのをプラス、パーセントで表示しているかたちです。県全体の回答数の平均はゼロとして、平均が50%で回答者が60%でしたらプラス10%だし、平均が30%でその地域の回答が60%だったらプラス30と表記しています。

(柳沢議長)

この点数結構おもしろいと思って、だけどその点数がどういうふうにして出てくるのか聞きたかったんですけど。平均がゼロってどういう計算ですか。

(事務局：都市・まちづくり課 美谷島企画幹)

これは、どこが好きですか。どういうところがいいですかと自由回答で選んでもらうんですけども、その時に全部のポイントで1番人気のあるところと人気のないところ、エリアごとで、それを平均したものがゼロということですね。なので、マイナスっていうのもあるんです。

(柳沢議長)

こういうのを出す以上、ここに書ききらなくてもいいんですけどどういう計算でできているのかちゃんと押さえておいてほしいです。

(事務局：都市・まちづくり課 美谷島企画幹)

はい、すみませんでした。

(柳沢議長)

ほかにはいかがですか。大事なことは着々とやっていただくとして、わたしから意見を1つ。

さっき景観行政団体の話がありましたけれど、市町村が団体になっていないところは県が団体としてカバーをするということなんですけど、制度的にはそうなってますけれど、やはりこういう景観行政の場合には細かい個別の行為に対してちゃんとアクセスできないといけないので、県ももちろんできるけれど、かなりの手薄になるんですね、基本的には市町村が自分の街の景観として頑張ってもらいたいということは基本なので、極力やっぱり景観行政団体になってほしいということをしっかりプッシュしながら、一方で県の全体的な横のつながりも含めて、県として大事な景観についてはいろいろサジェスションしてもらいたいというスタンスが必要だと思うんです。景観行政団体で市町村がしっかり頑張っているほうが市町村同士の調整で、県が出ていくにも意味が出てくると思うので、極力景観行政団体への移行をしっかりと並行してご指導いただきたいと思います。

(事務局：都市・まちづくり課 美谷島企画幹)

ありがとうございました。

(柳沢議長)

ほかにご意見ありませんか。よろしいでしょうか。

今日の段階では、この件については以上といたします。

今日の審議事項は以上ですが、審議事項に関わらず何かご発言があれば。

それでは、今日の審議は以上といたします。事務局のほうからお願いします。

3 その他

(事務局：都市・まちづくり課 馬場課長補佐兼都市公園係長)

長時間にわたり慎重審議をいただきありがとうございました。

次回の開催日は本日お配りしました当日配布資料の6ページのとおり、令和6年11月中旬での開催を予定しております。先の日程で誠に恐縮ですが委員の皆さまには本日お帰りの際、または9月12日木曜日までに事務局へご都合をお知らせくださるようお願いをいたします。

4 閉会

(事務局：都市・まちづくり課 馬場課長補佐兼都市公園係長)

それでは以上を持ちまして第221回長野県都市計画審議会を閉会とさせていただきます。大変お疲れさまでした。